四　次の事項を記載した書面

イ・ロ　（略）

ハ　法第五十四条において準用する法第四十六条第三項第五号に規定するもの及び検定員の経歴及び数

ニ　（略）

（公示）

第十九条の二　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（略）	（略）
法第五十四条において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更した年月日
法第五十四条において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更した年月日
（略）	（略）

（登録の申請）

第十九条の四　法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録型式検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法第五十四条の二において準用する法第四十六条第二項各号及び同条第三項第六号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四　次の事項を記載した書面

イ・ロ　（略）

ハ　法第五十四条の二において準用する法第四十六条第三項第五号に規定するもの及び検定員の経歴及び数

ニ　（略）

（公示）

第十九条の十二　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（略）	（略）
法第五十四条の二において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更した年月日
（略）	（略）

四　次の事項を記載した書面

イ・ロ　（略）

ハ　法第五十四条において準用する法第四十六条第三項第三号に規定する者及び検定員の経歴及び数

ニ　（略）

（公示）

第十九条の二　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（略）	（略）
法第五十四条において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更する年月日
法第五十四条において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更する年月日
（略）	（略）

（登録の申請）

第十九条の四　法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録型式検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法第五十四条の二において準用する第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四　次の事項を記載した書面

イ・ロ　（略）

ハ　法第五十四条の二において準用する法第四十六条第三項第三号に規定する者及び検定員の経歴及び数

ニ　（略）

（公示）

第十九条の十二　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（略）	（略）
法第五十四条の二において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更する年月日
（略）	（略）